

1. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を取り巻く状況

- ▶ 食品リサイクル法は食品廃棄物等の発生量減少、再生利用の進展等に一定の成果。
- ▶ 一方、世界的な穀物価格高騰や約8億人の飢餓人口の中で、年間500～800万トンの食べられるのに捨てられている「食品ロス」が発生。
- ▶ 食品流通の川下(卸売、小売、外食、家庭)ほど、再生利用が低調。地域循環圏構築促進が必要であり、食品循環資源を地域の貴重な資源ととらえ再生利用を推進する必要。

2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を推進するための課題と具体的施策

◆ 発生抑制の推進施策のあり方

○発生抑制の目標値

- ・設定された26業種については達成に向け取組を推進。
- ・目標値が設定されていない業種についても、可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討。

○官民あげた食品ロス削減の取組

- ・食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携してフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。

- ・製造工程・輸送工程でのロス削減、賞味期限の延長
- ・小売における食品廃棄物等の継続的な計量
- ・外食におけるドギーバッグの導入
- ・食品関連事業者等によるフードバンクの積極的活用
- ・消費者の過度な鮮度意識の改善
- ・商慣習見直しに向けた取組の支援
- ・関係省庁、自治体、関係団体が連携した普及啓発



愛称「るすのん」

- ・食品ロス削減による環境負荷低減効果の試算。
- ・食品ロス発生状況の把握及び取組効果の「見える化」を通じた国民に対する働きかけ。

◆ 地方自治体との連携を通じた取組の促進

- ・地域の実情に応じて取組が推進されるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けられるよう促進。
- ・定期報告について都道府県別に提出を求め、集計した情報を都道府県に共有する。

◆ 再生利用の促進施策のあり方

○再生利用手法の優先順位

- ・①飼料化、②肥料化(メタン化の消化液を肥料利用する場合を含む)、③メタン化等のエネルギー化の順に推進。

○食品リサイクル制度における再生利用手法

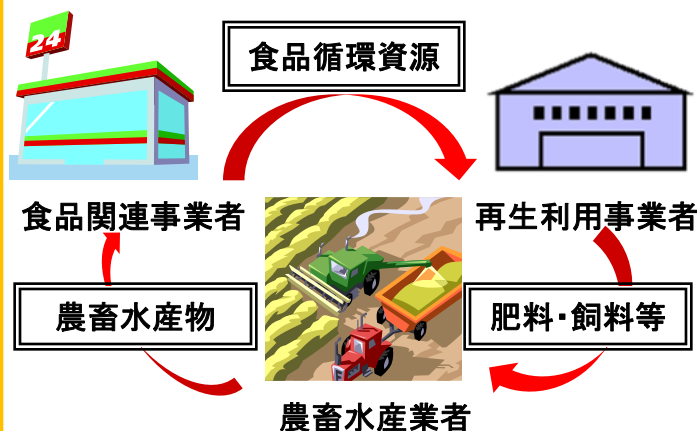
- ・ペットフード化等について対応を検討。

○登録再生利用事業者制度

- ・登録に係る要件の強化、指導・監督の強化。

○リサイクルループ認定制度

- ・マッチング等によりリサイクルループ形成促進。



◆ 学校給食等・家庭系食品廃棄物に係る取組

- ・学校給食等に係る処理実態等を調査した上でその取組を促進。学校においては、食育・環境教育の一層の推進の観点からも取組を推進。
- ・家庭系食品廃棄物に係る市町村の先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図る。

◆ 食に関する多様な政策目的への貢献

- ・食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進は、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率・飼料自給率の向上、有機農業の推進、環境教育・食育の推進などにも同時に資するもの。